

剣道四・五段審査会要項

山形県剣道連盟

1. 日 時 **令和2年2月23日（日）**
受付時間 午前9時10分～9時30分
審査開始 午前10時
2. 会 場 **山形県総合運動公園 剣道場**（天童市山王1-1 電話 023-655-5905）
3. 審査科目 (1) 実 技
(2) 日本剣道形（実技審査合格者のみ）
(3) 学 科（実技審査合格者のみ）
4. 受審資格 段位を受審しようとする者は、本連盟の会員であり下記の条件を満たさなければならない
(1) 四段の部 平成29年2月末日以前に三段を取得した者
(2) 五段の部 平成28年2月末日以前に四段を取得した者
5. 申込方法・申込期限
(1) 受審希望者は、剣道段位審査申込書（別紙2）に審査料を添えて、所属剣連を通して各地区剣道連盟事務局に1月24日（金）必着で申し込むこと。
(2) 各地区剣道連盟は、各地区別に受審者を一括した剣道四・五段審査申込書（別紙1）に、各個人別の申込書（別紙2）・審査料を添えて、2月1日（金）必着で山形県剣道連盟事務局（会長宛）に申し込むこと
6. 審 査 料 8,000円（四・五段とも同額）
7. 合格発表 (1) 審査は、①実技 ②日本剣道形③学科 の順序で実施し、それぞれの審査終了後、受審番号により合格者を発表する。
(2) 学科審査終了後に最終合格者を受審番号により発表し、当日に合格決定通知を配布する。
8. 携 行 品 (1) 剣道具一式
(2) 木刀（大小）
(3) 筆記用具（鉛筆またはボールペン）
(4) 昼 食

9. 再 受 審 審査において、日本剣道形または学科審査の不合格者は、その科目を再受審することができる。ただし、審査日から1年以内で、回数は1回限りとする。
10. そ の 他.
- (1) 前段取得の記入にあたっては、必ず証書で確認すること。
 - (2) 審査にあたって、受審者は垂の名札をはずし、受審番号を付けるものとする。
(受審番号は主催者で準備する。)
 - (3) 実技審査は4人1組でリンク方式により実施することを原則とするが、その順序は下記のとおりとする。
 - ① A - B
 - ② C - B
 - ③ C - D
 - ④ A - D
 - (4) 四・五段審査の受審にあたって、日本剣道形の稽古を十分に重ねるとともに、学科についても、しっかり学習して審査に臨むこと。
 - (5) 合格者の氏名（地区名）については、県剣連ホームページに掲載する
 - (6) 受審者は、各自保険に加入し受審すること。
 - (7) 受審者は、健康保険証を持参すること。

学科問題

- 四段の部
- (1) 打突の好機について述べよ
 - (2) 四戒について述べよ
 - (3) 審判員の任務について
- 五段の部
- (1) 剣道指導の心構え（全日本剣道連盟制定）について
 - (2) 有功打突について剣道試合・審判規則第12条を中心に説明せよ
 - (3) 事理一致について

四段・五段の部とも3問のなかから2問出題します。